

市民活動支援センターミーティングコーナーの使用ガイドライン

1. 使用にあたって

感染拡大防止及び感染予防策として、以下のとおり使用人数、活動内容の制限があることをご理解ください

- (1) 第1ミーティングコーナー、第2ミーティングコーナーとも、4名以内での利用とすること
第1・第2合わせて使用する場合は、10名以内での利用とすること
- (2) 下記の活動内容でないこと
接触や密接(近距離での対面を含む)が起こらないようにする
- (3) 受付の際に使用者全員の氏名、及び緊急連絡先等を記載した名簿を提出すること
※この情報は必要(感染経路の確認等)に応じて保健所等の公的機関へ提供することがあります

2. 使用者の健康確認

使用者は来館前に検温を行い、以下に該当する場合は使用を見合わせる

- (1) 37.5度以上の発熱があった場合(または平熱比1度超過)
- (2) 息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
- (3) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- (4) 過去2週間以内に、感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合

3. 感染防止を意識した使用

- (1) 咳エチケットやマスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- (2) 使用者同士の距離(できるだけ2m以上)を確保すること
- (3) 飲食を行わないこと(熱中症予防の水分補給はできます。こまめに水分補給をしましょう)

4. 新型コロナウイルス感染症を発症した場合の連絡

使用終了後2週間以内に、使用者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して、速やかに報告すること

5. その他

感染防止のために施設管理者が決めたその他措置の遵守、及び施設管理者の指示に従い使用すること